

平成30年度 下水道維持管理業務取組発表会  
発表概要

所属 総務部管理課
発表タイトル 電子マニフェストの導入検討について
取組の目的 H30年4月施行の改正廃棄物処理法において、マニフェスト制度を強化するため、電子マニフェストの使用が義務づけられた。(施行は2020年度から) 対象は、「特別産業廃棄物」の多量排出事業者のうち、年間50トン以上を排出する事業者。 JCについては今回施行の対象ではないが、産業廃棄物の多量排出事業者として年間計画と実績を国に報告しており、マニフェストの交付状況の報告も義務づけられている。 このような状況から、JCにおける電子マニフェストの導入について検討する。
取組内容 以下の順序で検討を行った。 1. JCにおける現在のマニフェスト交付状況(枚数、運搬業者、処分業者)を整理。 2. 電子マニフェストのシステム概要、関係者の現在の導入状況等を調査。 3. 導入後のコスト縮減効果を提示し、JCの意見を集約。 4. 現況や意見を踏まえて導入を検討し、導入の効果、課題等を示す。
取組成果・効果 コスト縮減効果があり、関係者の理解が得られれば導入のメリットがある。 国の電子マニフェスト普及へのロードマップで2022年4月までに産業廃棄物の多量排出事業者を重点加入促進の対象と位置づけられたことを踏まえ、積極的に導入する方針とする。 運搬事業者が電子マニフェストを導入済みである宝満川浄化センターから来年度以降順次導入する。